

## ■設立経緯

平成13年国土交通省誕生を契機に、中部の将来像について議論・提言をいただく有識者懇談会が設置され、平成15年6月に「まんなかビジョン」が策定された。

また、同年3月に社会資本整備重点計画法が制定される中、ビジョンの実行性を高めるため、平成15年7月に「国土交通広域連携中部会議」が設立された。

現在までに、社会資本整備重点計画が4回策定され、地方ブロック(案)の作成にあたり本会議を開催し意見交換している。

## □会議の開催経緯と各計画の策定状況

- 第1回 平成15年 7月28日 ……平成15年6月 まんなかビジョン策定  
(平成15年10月 社会資本整備重点計画(全国))  
……平成16年6月 地方ブロックの社会資本の重点整備方針
- 第2回 平成17年11月18日
- 第3回 平成18年 8月 2日
- 第4回 平成19年 8月 2日 ……平成19年7月 新まんなかビジョン基本方針
- 第5回 平成21年 6月11日 ……平成21年3月 社会資本整備重点計画(全国))  
……平成21年7月 新まんなかビジョン実行計画  
……平成21年8月 地方ブロックの社会資本の重点整備方針  
(平成24年8月 社会資本整備重点計画(全国))  
※地方ブロックは未策定
- 【今回】 ……平成26年10月 第3次まんなかビジョン基本理念  
(平成27年9月 社会資本整備重点計画(全国))
- 第6回 平成28年 2月 8日 ……平成28年〇月 地方ブロックにおける社会資本整備重点計画

### 【参考】

平成13年1月 国土交通省誕生

平成13年3月 国土交通中部地方懇談会設立(前身会議)

# 国土交通広域連携中部会議について

## 【趣 意】

中部地方の自立ある地域づくりを進めるためには、地域の将来像を国と地方が共有した上で、国と地方が連携して事業を決定・実施する方式を確立し、限られた予算の効果を最大限発揮させることが必要である。

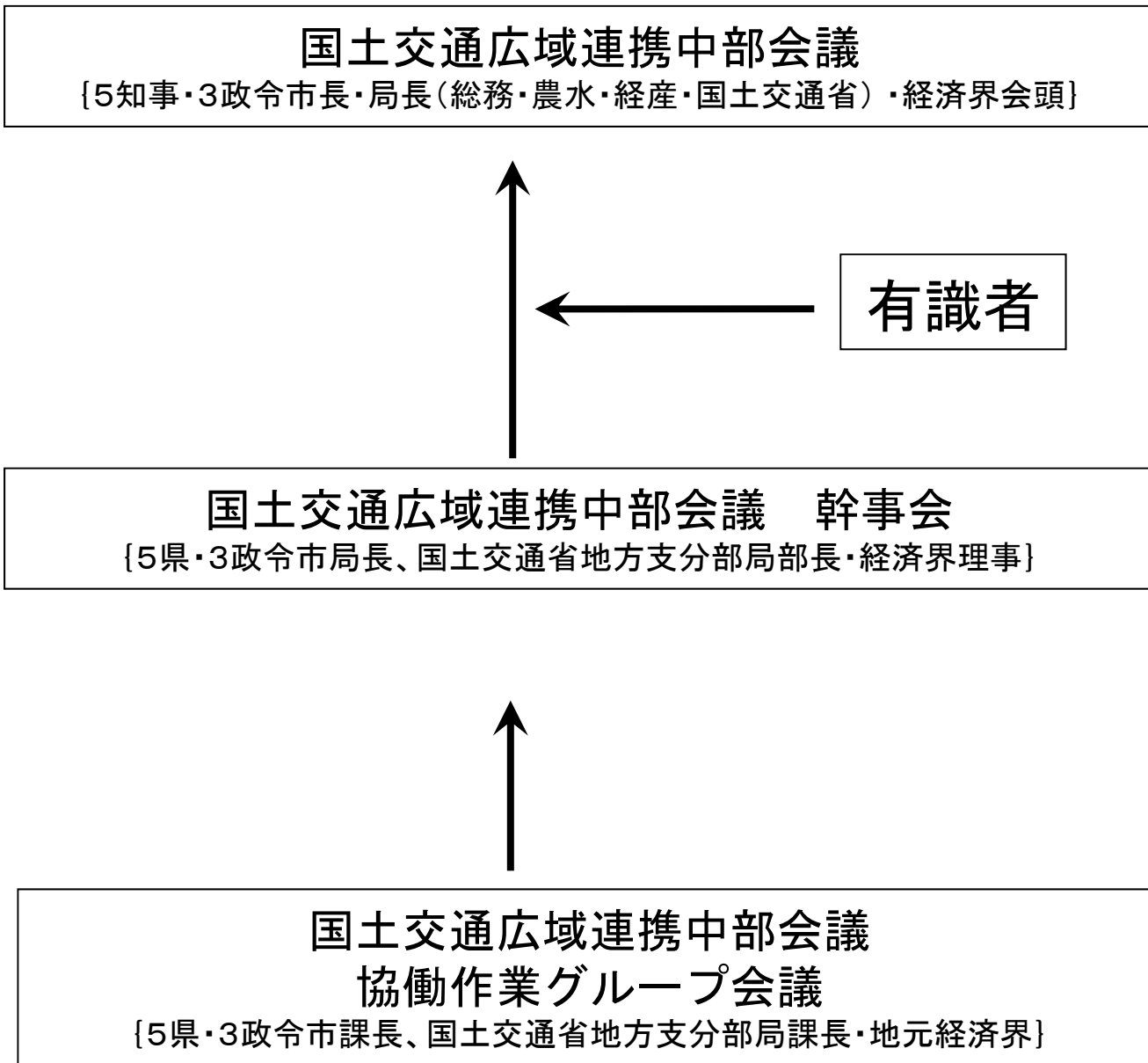
このため、国と地方が広域視点に立った地方ブロックの将来ビジョン、国際化戦略、観光・地域振興戦略、社会資本整備のあり方等について、国、地方公共団体、地元経済界等が、地方ブロック戦略について意見を交換し、それを共有することを目的として、「国土交通広域連携中部会議」を設立するものとする。(平成15年7月設立)

## 【構成メンバー】(順不同)

長野県	長野県知事
岐阜県	岐阜県知事
静岡県	静岡県知事
愛知県	愛知県知事
三重県	三重県知事
名古屋市	名古屋市長
静岡市	静岡市長
浜松市	浜松市長
経済界	(一社)中部経済連合会会長
//	東海商工会議所連合会会長
//	(一社)長野県商工会議所連合会会長
//	(一社)静岡商工会議所連合会会長
総務省	東海総合通信局長
農林水産省	東海農政局長
経済産業省	中部経済産業局長
国土交通省	中部地方整備局長
//	中部運輸局長
//	大阪航空局長
//	東京管区气象台長
//	第四管区海上保安本部長
//	中部地方測量部(オブザーバー)

# 国土交通広域連携中部会議について

## 【作成体制】



# 国土交通広域連携中部会議について

## ■ 地方ブロックの社会資本整備計画策定上の関わり

地方ブロックにおける社会資本整備計画の策定にあたっては、平成27年9月18日に閣議決定された、「社会資本重点整備計画」(全国計画)において、「国が、各地方において、地方公共団体や地域経済界等との十分な意見交換を行い、社会資本に関する現状と課題やストック効果の最大化に向けた取組など社会資本整備の重点事項等について検討し取りまとめる(第3章第6節)。」とされている。

また、国土交通広域連携会議は、国と地方が広域視点に立った地域ブロックの将来ビジョン、国際化戦略、観光・地域振興戦略、社会資本整備のあり方等について、国と地方公共団体、地元経済界、有識者等が、地方ブロック戦略について意見を交換し、それを共有することを目的として、平成15年7月に設立させたもの。

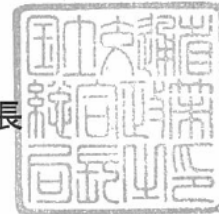
よって、「中部ブロックにおける社会資本整備計画」を取りまとめる上での関係機関との意見交換を図るために、国土交通広域連携会議を活用することとしたものである。

# 国土交通広域連携中部会議について

国官総第115号  
国総参社第14号  
国総事第16号  
国総計第44号  
平成27年9月18日

中部地方整備局長 殿\*

総合政策局長



## 「地方ブロックにおける社会資本整備重点計画」の案の作成について

平成27年9月18日に閣議決定された社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）では、各地方の特性に応じて重点的、効率的、効果的に整備するための計画として、国が「地方ブロックにおける社会資本整備重点計画」（以下「地方重点計画」という。）を策定することとされているところである。

貴職におかれては、「重点計画」が社会資本のストック効果の最大化を目指した戦略的インフラマネジメントを求めていることを踏まえ、各地方を取り巻く社会経済情勢等を踏まえた即地性の高い計画となるよう、地方公共団体や地方経済界、有識者等と十分な意見交換を行うとともに、本省内関係各局等及び関係地方支分部局等とも十分な連絡調整をとりながら、「地方重点計画」の案を作成されたい。

\*同様に、総合政策局長から中部運輸局長、大阪航空局長、気象庁長官、海上保安庁長官、国土地理院長宛て送付

# 国土交通広域連携中部会議について

## 社会資本整備重点計画(全国計画)(平成27年9月18日策定)より抜粋

### 第3章 計画の実効性を確保する方策

第2章で示した重点目標の効果的な達成を図るため、第3章では、「計画の実効性を確保する方策」として、政策パッケージを効果的かつ効率的に実施するための措置に関する事項を定める。

(中略)

### 第6節 地方ブロックにおける社会資本整備重点計画の策定

新たに設定される重点目標と政策パッケージを戦略的に推進するため、全国レベルの計画である本重点計画に基づき、各地方の特性に応じて重点的、効率的、効果的に整備するための計画として、国が地方ブロックにおける社会資本整備重点計画を策定する。

策定に当たり、国が、各地方において、地方公共団体や地方経済界、有識者等との十分な意見交換を行い、社会資本に関する現状と課題やストック効果の最大化に向けた取組など社会資本整備の重点事項等について検討し、取りまとめる。

また、国土形成計画（広域地方計画）と調和を図りつつ、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略や国土強靱化地域計画など、各地方で策定される計画と連携し、各地方を取り巻く社会経済情勢等を踏まえた即地性の高い計画となるよう検討を行う。その際には、優先度と時間軸を考慮した選択と集中の徹底を図りつつ、特に、経済と財政双方の一体的な再生に資する観点から、社会資本のストック効果を最大限発揮できるよう、供用時期の明示など、民間事業者等の利用者のニーズに資する情報提供を含め、社会資本整備と民間投資の相乗効果が発揮されるよう取り組むこととする。